

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十九号

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例

(設置)

第一条 身体障害者に対して障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する自立訓練を実施し、本県における身体障害者の福祉の増進を図るため、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第二条 センターは、佐賀市に置く。

(使用料)

第三条 センターにおいて法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。

(補則)

第四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。